

# 長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱

平成21年5月21日 告示第10号

## (目的)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）に定める保険料（以下「保険料」という。）の滞納者で、当該未納保険料の納付に協力が得られない被保険者に対して、有効期限の短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付を行い、納付相談・納付指導等を通じ後期高齢者医療制度の理解を求めることにより、被保険者間の負担の公平を図るとともに未収保険料の収入を確保し、もって本県後期高齢者医療事業の健全な運営に資することを目的とする。

## (対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者は、被保険者証の更新日において、前年度分以前の保険料に6期以上の滞納がある被保険者のうち、納付または納付相談等に応じないと認められる者とする。ただし、5期以下の滞納がある被保険者であっても交付することができる。

## (交付)

第3条 前条の規定により短期被保険者証の交付対象者として認定した場合は、当該者に対して短期被保険者証を交付する。また、再交付の申請があったときは、被保険者証に準じた取扱いを行う。

## (有効期限)

第4条 短期被保険者証の有効期限は、原則3ヶ月とする。ただし、必要と認められる場合は、この限りでない。

## (被保険者証の再交付)

第5条 短期被保険者証の交付を受けている者（以下「短期被保険者証交付者」という。）で、滞納している保険料を完納または分納誓約等を誠実に履行し、完納が見込まれるときは、その被保険者に対し被保険者証を交付するものとする。

## (短期被保険者証の再交付)

第6条 短期被保険者証交付者が、後期高齢者医療の資格を喪失し、再び後期高齢者医療の資格を取得したときに、第2条に規定する対象者の要件に該当する場合は、短期被保険者証を交付する。また、広域内他市町へ転出し、再び同一市町へ転入したときも同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、短期被保険者証の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。